

## 第1 計画策定の趣旨

- (1) この計画は、福井県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱や施策の推進方策等を明らかにするものです。
- (2) この計画は、①豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承、②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、③地球環境保全の推進という環境基本条例の3つの基本理念の実現をめざすために策定するものです。

## 第2 計画の役割と性格

- (1) 将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、人間が中心の社会ではなく「人類もまた自然を構成する一員である」との認識に立って、県民・事業者・行政すべての主体の自主的・積極的な環境保全の取組を促進するための計画とします。
- (2) 顕在化している環境問題や一次的な負荷要因に対する対応にとどまらず、将来においても新たな環境問題を生じさせることがない社会経済システムを構築するための方向と対応を明らかにします。
- (3) 環境の保全に関して、県が策定する各種計画および具体的な課題や分野についての個別実施計画や指針等に対する基本的方向を示すものとします。

## 第3 計画の期間

- (1) 今日の環境問題は将来の世代にわたる時間的な拮りを持つことから、21世紀半ばを展望した長期的な目標を設定します。
- (2) ただし、長期的な目標の実現に向けた施策や具体的目標については、当面10年後を目途とします。
- (3) なお、環境状況の変化や社会経済情勢および科学技術の進展などに対応するため、5年を目途に計画の見直しを行います。

## 第4 計画が対象とする環境の範囲

- (1) 生活環境（公害、廃棄物等）
- (2) 自然環境
- (3) 景観や歴史的文化的環境
- (4) 地球環境

など幅広い視野で環境を捉えることにします。